

愛知県環境影響評価審査会豊田・岡崎地区研究開発用地部会会議録

1 日時 平成23年7月15日（金）午前10時から午前11時50分まで

2 場所 愛知県自治センター 8階 会議室D

3 議事

- (1) 豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業環境影響評価準備書について
- (2) その他

4 出席者

委員7名、説明のために出席した環境部職員13名、事業者13名

5 傍聴人等

傍聴人なし、報道関係者1名

6 会議内容

(1) 開会

(2) 議事

ア 豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業環境影響評価準備書について

- ・ 議事録の署名について、大東部会長が長谷川委員と山田委員を指名した。
- ・ 資料1及び資料2について事務局から、別添1及び別添2について事業者から説明があった。

<質疑応答>

【葉山委員】 動物、植物を評価する際には、確認された種を個々に実施するのではなく、重要な種に絞っていき、その種を詳細に調べていくのは当然であり、理解できる。

動物及び植物の重要種を予測・評価している結果が準備書の566ページ以降に書かれているが、結論として影響がないと判断される種については、「全体として生息環境の変化が小さいと考えられる」という言い方が統一的に使われている。この表現が適切かどうか。改変区域は環境の質が変わってしまうので、個々の種の生息は厳しくなり、ある種は生息が不可能になり、また、ある種は個体数が減少することが想定される。非改変区域は手つかずであるため、現況が残される。非改変区

域と改変区域の状況を比較して、「全体として生息環境の変化は小さい」と言える種と言えない種があると思う。比較的生息環境の特性が分かっている種は、そういう断定の仕方が可能だと思う。しかし、我々から見て、同じような環境が分布していながら、特定の場所にしか生息していない種が結構ある。今までの知見の蓄積が不足しているという側面もあるが、それらの種のいくつかは、我々が確認できない部分で彼らが環境選好性の違いを持っている可能性もある。それらの種にとって非改変区域と改変区域を比べたときにどちらに重要性を持っているかという点について十分吟味したのか。「全体として生息環境の変化が小さいと考えられる」という言い方ではなく、もっと丁寧に記述していただきたい。だからといって、計画を取り下げなさいというような考えは毛頭なく、環境アセスメントの仕組みは、議論を深めて合意形成していき、無駄な出費をできるだけ少なくしていく、という方向であるので、準備書が説得性をもった内容にならないといけない。参考資料の意見概要と事業者見解を見ると、自然のことに関心を持つ方はかなり細かい点を指摘しているが、それに対して、事業者の見解はある意味ワンパターンで、里山管理をする、手つかずの場所を残す、最初の案よりも全体として計画を縮小し工夫をして自然を残す場所を増やしている、という見解しかない。この見解で質問された方を説得できるのか心配である。資料の公聴会記録で野鳥の会の大畑さんが述べられているが、彼は全国的な野鳥の状況を把握し、それに基づきお話しており、非常に適切な指摘をしている。この指摘に対して、その部分をわかりやすい形で記述していただきたい。

生態系では、最終的に、上位性、典型性、特殊性により種を絞り込んでいるが、なぜこの特定の種を選んだか説得性を持って説明されていない。また、アカショウビン、アオシギとか、ヨタカだとか、特殊性に含まれるかもしれない鳥については、さらに詳細な調査をしろということだけでなく、指摘された種に対して、ここまでは考えられる、ここから先は知見が充実していないので現時点ではわからないなど、素直な表現で記述したほうが信頼を得られると思う。

【大東部会長】 たくさんの種があるが、一括で影響がないとか軽微であるという表現ではなくて、種によって状況が違うことから、動物及び植物では、きめ細かく予測・評価するよう説明してほしいという意見と、生態系では、注目種の選定根拠を丁寧に説明してほしいという意見だと思う。

【事務局】 ご指摘を踏まえて、部会報告の中に盛り込むことで検討させていただきたい。

【葉山委員】 ぜひ良い内容になるようにとりまとめていただきたい。関連してお話

しするが、この地域にミゾゴイの生息可能な場所がまだあるだろうと推定をされて、それをベースにしてミゾゴイが好む樹林環境を増やしていくと記述されている。しかし、ミゾゴイそのものの生態はサシバのように十分わかっていない。ミゾゴイがなぜその環境を選好しているのか十分わからない段階であり、今生息している空間が非常に重要であるということである。

【大東部会長】 今は準備書の段階であるが、そういった内容が含まれる評価書になるような方向で部会からの意見が出るかと思う。

【長谷川委員】 公述人からの意見に対して、評価書でどのように対応されるか気になっている。

公聴会において7番目に公述された伊藤さんの意見であるが、マツムシソウとマアザミが報告書に記載されてないと言われ、見解としては「調査で確認されていない」で終わってよいのか気になっている。調査で全種を見つけることは難しいとしても、このような意見があった時にそれを取り入れる姿勢を見せていただき、その種が生息する環境が保全されているのかどうかを示されれば、安心すると思う。

4番目の杉澤さんが公述した保安林解除の件について、環境影響評価ではゲリラ豪雨は想定外ということになるのかもしれないが、仮にゲリラ豪雨が起きた場合に、住民の方に危険が及ぶのであればそれを伝えないといけないし、ゲリラ豪雨でも例えば時間雨量がどのぐらいまでなら大丈夫なのかどうかを示すことが重要であると思う。保安林を解除するとどうなるのかを住民に伝えていただけのようにしていただきたい。別添1のような資料の説明は良く分かるが、条件が今までの平均的な雨量であり、将来はどのように雨が降るのか分からない状況である。大雨が降った場合等のこのついて情報があると良い。

それから、準備書の642ページから645ページの生態系の特性について、分解者についても記載した方が良いと思う。

例えば、調査結果がないような種が森の中の生態系を支えており、その種の生息環境を守ることによって生態系が保全されるということを調査担当者は、多分気づかれていると思う。

最後に、カヤネズミの件であるが、別添2の3(2)に実施時期として記載されている「用地造成工事が終了する5年目までに終わる」理由を教えてほしい。

表土を利用することは良いが、表土の中には外来種も含まれているので、イタリアンライグラスのような想定外の種が発芽してしまうことがある。そういうときにはどのように対処されるのか。

別添2に「順応的管理を行う」と記載されているが、どのような意味

かを聞かせてほしい。

【事務局】 1点目のマツムシソウとマアザミについて、通称名のマアザミは、キセルアザミとサワアザミがあり、普通種のキセルアザミは調査で確認されており、資料編に載っている。もう一つの重要種であるサワアザミは、調査では確認されなかったため、事業者見解で「確認されていません」と記載したが、評価書で分かるように記載したいと聞いている。なお、マツムシソウは調査では確認されなかった。

【事業者】 マツムシソウについては貴重なご意見をいただいたので、実際に意見をいただいた方に生育場所を確認して、マツムシソウという種が生育している状況であれば、評価書に記載したいと考えている。

保安林解除についての申請はこれから行われていく状況であるが、地域の方が心配されていることは理解している。これから、工事に入ることになるが、工事について地元への説明会を随時開催する予定であり、地域の方に十分説明して行きたい。

生態系のところで、分解者という語句が抜けているという点については、主に食物連鎖について考えていたためであり、評価書で対応していきたいと思っている。

カヤネズミの保全措置の実施時期について、工区ごとの造成工事期間中に実施するという意味合いである。遅くとも工事が完成するまでに保全措置を早く完成させたいと考えているが、現状の残置森林を変えることになるので、時期や工事工程について専門家の意見も踏まえて、今後検討して行きたい。

表土を動かすときの外来種の考え方については、水田等の表土を動かす予定はないが、外来種への対応というのはCOP10でも話題となっており、大事なことである。動植物相調査を今後行っていくことになるので、外来種が確認されたときには、適切に駆除し、対応していきたい。

順応的管理について、新たな取組として誘導目標を設定して、長期的な視点で森林・谷津田の管理を行っていく中で、5年毎に動物相、植物相の調査を行っていく予定である。状況が誘導目標に向かっているかを確認しつつ、計画通りでない場合は施業を少し変えてみるなど、柔軟に対応していくという意味で順応的管理といっている。

【山田委員】 事後調査結果については、当審査会で審議されることになるか。

【事務局】 事後調査については、条例で知事が意見を述べることができるとされており、知事意見を述べる場合には、審査会に意見を聴くこととなる。

【山田委員】 知事意見を述べるときに審査会が開催されるということでよいか。

【事務局】 そのとおりである。

【山田委員】 この地域は、自然が豊かであり、希少種も生息している地域であるた

め、今後、予測・評価どおりに進むかについて関心が高い。想定と違えば、工事の方法を変更したりすることになると思うが、審査会として事後調査に対し常に意見を述べていくべきである。

【大東部会長】 昨日、環境省において環境影響評価に関する委員会があり、環境影響評価法の改正で事後調査の報告が義務付けられることについて議論した。施行は2年後であるが、事後調査報告書についても環境大臣や許認可権者が意見を述べることとなる。実際に改正法が施行されると、事後調査報告書の取り扱いが決まってくることとなる。県としてどのような対応をするのか説明いただきたい。

【事務局】 国では改正アセス法の施行に向け、準備中である。県条例では、既に事後調査の手続が導入されており、条例に基づく事後調査の手続がなされることとなる。今後、事業者から事後調査報告書の提出があれば、審査会委員に送付する。事後調査報告書に対する意見があれば、事務局に伝えていただきたい。その内容も踏まえて、知事意見を述べるべきか判断し、述べる場合には審査会に意見を聴くこととなる。

【山田委員】 アクセス道路について、現時点で計画があるか教えてほしい。

【事業者】 アクセス道路は、基本的に既存の道路ネットワークを活用していく。国道301号、県道477号東大見岡崎線がメインとなるが、それらの道路の一部において、幅が狭い部分やカーブが急な部分は改修される予定であると聞いている。また、道路管理者の方で、地域の利便性も考えて道路整備が行われると思う。

【吉村委員】 テストコースは機密性が重要であると思う。フェンスを設置する予定はあるのか。

準備書の696ページに記載のある人と自然との触れ合いの活動の場とアクセス道路である国道301号の場所が重なっている。この辺りの交通量は準備書の32ページに2,610台/日と記載されており、準備書の699ページには松平地区の利用者は休日は9～13時台で平日は10～14時台と記載されている。これに対して、工事車両は朝と夜以降しか通らず、従業員は時差出勤等により通勤車両の走行を分散化するから、影響は極めて小さいと記載されている。従業員が時差出勤するならば、午前10時ぐらいにも通過するという事となるが、影響が極めて小さいと記載して良いか。

この松平地区で道路の改修工事がされるようであるが、その影響についても記載されているのか説明してほしい。

【事業者】 事業予定地は尾根に囲まれた窪地になっており、国道301号から見ると尾根の向こう側にテストコースが造られることとなり、地形的に外部から見えにくい構造となっているが、テストコースは機密性が非常

に重要であることからフェンスを設置すると聞いている。

松平地区における人と自然との触れ合いの活動の場への影響について、平日と休日の利用者を調べたところ利用者は少ない状況であった。国道301号の交通量も数千台であり、交通量としてはそれほど多くない場所である。工事段階で地元の意見を聞き、どのように対応すれば地域の方にご迷惑をかけないかを考えて進めていく。工事の開始時間には多くの工事車両は工事区域に入っており、松平地区に観光に来る人は朝9時以降であることから、時間帯が重ならないように配慮しており影響は極めて小さいと判断した。なお、松平地区における祭りにも配慮するなど、地域に配慮して工事を進めていきたいと考えている。

国道301号の改修については、道路管理者が実施することとなるため、準備書の中には記載されていない。準備書の135ページの④とそのすぐ南側の黄色で示す道路とが交差する辺りが道路改修する場所であり、事業予定地とは離れた場所である。

【大東部会長】 供用時に3000人以上の従業員が車で通勤するとかなりの交通量になることを地元は心配しているのではないかと。分散出勤やパークアンドライドと記載されているが、どの程度実施されるのか。

【事業者】 公共交通機関がないので、従業員が通勤するのは自動車の利用が多くなる。トヨタ自動車通勤バスを走行させる、本社との行き来にはシャトルバスを走行させる、従業員はフレックス制度により通勤車両が集中しないように配慮していくと聞いている。ご理解いただきたい。

【事務局】 パークアンドライドや通勤バス等について、委員の方が心配されていることは理解しているので、部会報告のときに項目として盛り込むことも検討していきたい。

【夏原委員】 動物、鳥というのは直接管理できないので、どのように植生を変えていくかが重要である。準備書の642ページに生態系を構成する主な種が書かれているが、この中に必ずしも重要種が入っていない。準備書の743ページにこのような植生に変えていくという誘導目標が記載されているが、この中で重要種がどこにあてはまるかについて、里山の管理とセットにして説明していただけると、より判断がしやすいと思う。

【大東部会長】 準備書の743ページに誘導目標が記載されているが、ここに重要種との関係を記載すれば、よりわかりやすくなるという意見である。

【事業者】 今の意見については、できる限り対応したいと思う。

【藤井委員】 環境保全措置をする区域が10ヶ所設けられ、将来的に環境保全措置することが担保されていることを評価したい。

公聴会でのマアザミが確認されていないという意見については、キセルアザミという名前で生息が確認されており、資料にも記載されて

いる。マツムシソウについては確認されていないが、現地を再調査するなり、聞き取り調査をするなり確認されたい。問題の植物がマツムシソウでない場合や栽培逸出と考えられる場合には保全の必要はないが、確認が必要である。

予測評価を行った種の選定根拠がはっきりしない。準備書における種の選定の考えは、確認された全種からレッドリスト等に載っている種を重要種として選定し、重要種について予測・評価し、生息・生育環境に変化のある種について保全措置種として選定している。この選定の方法が一般の方には理解されにくい。また、この選定方法が妥当である保証はないと思う。

準備書の646ページでは生態系の観点から注目種を選定している。環境を保全するという観点からは、希少性で重要種を選定するよりも、このほうが納得できる選定方法である。しかし、準備書の643ページに樹林、草地、湿地と3つの区分に分けられているが、湿地、放棄水田の環境に依存する生物が選定されていない。ホトケドジョウは水田の淵にはいるが、水田を代表する生物ではないのではと私は思う。

キキョウを選定したのは良いと思う。マツムシソウが抜けているかもしれないが、草原環境を代表してキキョウを調べることで説明ができるのではないか。

種の選定の考え方については、今後に生かしてほしい。

別添1の6ページにサンショウモの現況の写真があるが、この現況を見るとサンショウモをそのまま保全することは難しいと思う。サンショウモは、本来、水田耕作地の中で生育する植物である。遷移に非常に弱く、他の植物が成長するとなくなってしまう。この場所で保全しようとしても、水位変動よりも他の草が茂ることでサンショウモはなくなってしまうので、5年程度で確実に消えてしまうと思われる。サンショウモを保全するのであれば、耕作地に移して、田を代掻きして水深を数センチで維持する方法が好ましいと考えられる。地下水位が5センチ下がれば、湿地が陸化し、それにより陸生の植物が成長すれば、サンショウモはなくなってしまう。サンショウモは水田雑草であり、水田のように管理をしていなければ、いなくなる植物である。

別添2のカヤネズミの保全措置について、これだけの保全措置をすることは、個人的にはありがたいと考える。カヤネズミが生息しやすい環境をつくることによって、サシバ等の上位捕食者が採餌場所として利用する草原ができるという生態系の視点を持つことを忘れないでほしい。単にカヤネズミが増えればいいのではなく、それによって猛禽類が増えることが生態系として正しいと考える。

別添2の3ページの左の図はスギやヒノキの植林がほとんどであるが、右図は樹林がほとんどである。右図の樹林は、現存樹林をそのままにしておくのか、樹林を伐採するなどによりカヤネズミの生息地を広げるような改変していくのかをわかるように工夫されると良い。

【事業者】 資料2の図に示した樹林については、準備書の742ページに示す事業予定地を今後どのように多様な森林環境にしていこうかという誘導目標のあてはめ結果に沿って整備する計画である。予定地の多くは針広混交林に誘導していき、一部は老齢針葉樹林に誘導していきたい。

サンショウモを保全するには単に水位だけでなく、サンショウモが生息するよう他の植物が入ってこないようにする管理をすると良いという意見を踏まえて、管理の仕方を考えていきたい。ただし、この場所は放棄水田になってから年が経っていることから、全体の遷移が進まないようにできるかは確認し、検討したい。

【藤井委員】 もうすでにサンショウモがなくなっているのではないか。

【事業者】 昨年までは確認できているが、今年はまだ見ていない。適切に対応していきたい。

【吉村委員】 先ほどフェンスのことを質問したが、高さとか材質等が景観に影響を与えるので配慮してほしい。

【葉山委員】 フェンスの構造によって、動物の移動を遮ってしまう。動物の移動経路の分断にも、配慮してほしい。

イ その他

- ・ 特になし。

(3) 閉会